

スイミングランド会則

1. 総 則

第 1 条(名称・目的)

本クラブの名称は、ばれったスイミングランド(以下「本クラブ」といいます。)と称し、本クラブの会員が本クラブの営業用施設(以下「本施設」といいます。)ならびに提携駐車場・駐輪場(以下「提携施設」といいます。)を安全・快適に利用して、心身の健康維持・すこやかな育成を図ることを目的とします。

第 2 条(運営・管理)

本クラブの施設は、株式会社久八(以下「会社」といいます。)が運営・管理をおこないます。

2. 会 員

第 3 条(会員・契約期間)

- (1)本クラブは個人の会員制スクールとし、会社と契約を締結し会員になった方が、その種別毎の利用範囲に応じて本施設ならびに提携施設を利用することができるものとします。
- (2)本クラブへの入会を希望する方(以下「入会希望者」といいます。)は、入会に際して本人に代わりその親権者の方(以下「親権者」といいます。)が会社の定めた入会手続を行わなければなりません。
- (3)会員の契約期間については、施設利用の有無を問わず親権者が会社所定の退会手続を完了するまでは自動的に更新されるものとします。

第 4 条(入会手続)

- (1)会社が定めた入会手続は次のとおりとします。
 - ①本会則・利用約款の承認
 - ②入会申込書・健康状態申告書への親権者による自署
 - ③会社が指定するばれったカード(以下「指定カード」といいます。)の提携クレジットカード会社(以下「指定カード会社」といいます。)に対する「カード入会兼会費決済利用申込書」(以下「指定カード申込書」といいます)への親権者による自署・押印
 - ④(4)記載の同意書への親権者による自署・押印
 - ⑤所定の料金納入
- (2)入会手続に際して、会社は親権者に対し、会社が定める本会則・利用約款等についてその要旨を説明のうえ、各 1 部を交付するものとします。ただし、親権者が本クラブのホームページ等により事前に本会則・利用約款を確認し承認している場合は、会社はその要旨説明を割愛することがあります。
- (3)会社は、指定カード申込書ならびに同意書の控えを親権者に交付するものとします。
- (4)同意書における同意事項は次のとおりとします。
 - ①本会則および利用約款の内容についてすべて承認し、これを遵守すること。
 - ②入会申込書、健康状態申告書、指定カード申込書等に虚偽申告・記載がないこと。
 - ③入会手続後であっても会則・利用約款違反等が発生した場合には、入会取消・会員資格停止や除名・強制退会処分を受けても一切の異議申立てをおこなわないこと。

第 5 条(仮入会の承認・正式入会の追認)

- (1)会社は、親権者が入会に必要な会社所定のすべての入会手続きを完了し所定の料金を納入した時点で、入会希望者が仮入会することを承認します。
- (2)指定カード会社からの指定カード申込に関する承認が得られた時点で、会社はその会員が正式に入会したことを追認します。この場合、会社は会員への追認告知はいたしません。
- (3)会社は、当該会員が仮入会の状態であっても、前 2 項の期日までは本施設ならびに提携施設を利用することを承認します。

第 6 条(入会資格および仮入会取消)

- (1)本クラブに入会するにあたり、その入会資格を有する方は本人が生後 6 ヶ月以上満 15 歳／中学生以下の女子・男子であり、本人ならびに親権者が本会則ならびに利用約款を承認し遵守される方とします。
- (2)また以下の各号のいずれかに該当する場合は、入会資格を有していても入会をお断りいたします。
 - ①感染症および感染性のある疾患の方(ただし、会社が別途定める基準に準じて認める場合は除きます。)
 - ②親権者が暴力団およびその関係団体に属されている方
 - ③刺青のある方(ファッションタトゥーを含みます)
 - ④妊娠中の方
 - ⑤本施設ならびに提携施設の利用を自立しておこなえない方、および本施設ならびに提携施設内の各案内・表示・館内放送ならびに会社の従業員(以下「従業員」といいます。)の指示等を自立して理解することが困難な方
 - ⑥他の会員および従業員に対して、その行動・発言による威嚇・脅迫をおこなう恐れ、あるいは品性なき行為をおこなう恐れがあると会社が判断された方
 - ⑦一時的にせよ筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を招く疾病がある方、および人工的な臓器を使用している方
 - ⑧その他入会に先立ち、会社が要請する健康状態申告書への記載内容および医療機関の実施する健康診断等の結果により、本施設の利用に支障があると会社が判断された方
- (3)入会手続が完了されたあとで、入会希望者からの指定カード申込みに対して希望に添えない旨の審査結果が指定カード会社より提示された場合は、会社は仮入会の取消をおこない、この場合は会員が納入した入会登録金ならびに諸会費のうち役員提供未経過月分を返金いたします。

第 7 条(健康状態の確認・申告)

- (1)入会希望者が本クラブに入会するに際し、現在の健康状態を会社所定の健康状態申告書に虚偽の申告がないよう記載していただきます。
- (2)健康状態申告書の記載事項についていずれか一つに該当する場合は、会社は会員に対し過去 1 か月以内に医療機関が実施した健康診断結果等書類の提出を求めることがあり、これによっても安全な本施設利用に支障があると会社が判断した場合は、本会則第 6 条 2 項 8 号該当として会社は入会をお断りいたします。

(3)入会時に申告した健康状態について、入会後に変化が生じた場合は、会員は会社に対しすみやかにその変化した内容をあらかじめ申告しなければならないものとします。

(4)会員は本クラブに入会後も、各自の責任において健康管理をおこなうものとし、本施設利用と会員の健康状態に関する一切の関連性について、会社はその責を負いません。

第8条(会員種別)

本クラブの会員種別は、次のとおりといたします。

- ①キッズクラス会員(満2歳6ヶ月以上満15歳/中学生/以下)
- ②ベビークラス会員(生後6ヶ月以上満3歳未満)

第9条(ベビークラス会員の親権者の範囲等)

(1)会員種別のうち、ベビークラス会員における本人に同伴して受講する親権者の範囲は、当該会員の3親等内の成人している方とします。

(2)ベビークラス会員が単独で在籍することはできませんので、キッズクラス会員として継続される場合は、会員種別変更をしていただきます。

(3)ベビークラスで、親権者が単独で受講することはできません。

第10条(入館証)

(1)会社は親権者に対し、入館証を発行・貸与するものとし、会員が本施設に入館する場合は、施設利用の有無を問わず、入館時に入館証を会社に提示しなければなりません。

(2)入館証を忘れて来館された場合、会員本人の親権者であることの確認ができるものを携帯されていない限り、本施設への入館はできません。

(3)紛失したときは、親権者は会社所定の方法にて遅滞なく再発行の手続きをとらなければならず、入館証再発行手数料を納入していただきます。

(4)会員資格を喪失した場合、または退会する場合は、親権者は遅滞なく入館証を会社に返還しなければならず、この際に紛失が判明した場合も前3項と同様に入館証再発行手数料を納入していただきます。

第11条(入会登録金)

(1)本クラブの入会に際しては、会社が別途定める入会登録金を入会手続き時に、現金もしくは親権者が所有しかつ会社が提携する各種クレジットカード決済にて納入していただきます。

(2)本クラブの入会登録金は会員種別を問わず、一律とします。

入会登録金については別紙料金表のとおりとします。

(3)会員紹介・提携店舗等による入会登録金の割引制度について、会社は定めた期間・条件の範囲内でこれを行なう場合がありますが、この期間・条件以外で入会登録金を納入した会員に対して、会社は事後の割引制度適用を一切おこないません。

(4)本会則第6条に該当する場合を除き、いったん納入された入会登録金は、理由の如何を問わず会社はこれを返金いたしません。

(5)入会登録金には、入館証の発行手数料・会員登録のための手数料ならびに会員の在籍期間中の個人情報等管理料が含まれています。

入館証の発行手数料については別紙料金表のとおりとなります。

(6)入会登録金は会員の在籍期間中のみ有効となり、退会後に再度入会される場合はあらかじめ入会登録金を納入していただきます。

第12条(諸会費)

(1)本クラブにおける諸会費は、次のとおりといたします。

①会員在籍契約のための月会費

②休会期間中の月会費に代えて納入する休会費

(2)会社が定めた諸会費について、親権者は会社が定めた所定の方法・期日に会社に納入しなければなりません。

(3)諸会費の役務提供対象期間は当月1日より当月末日の全体館日を除いた営業日における会員種別毎の利用可能時間内とします。

(4)会社は、親権者に対する諸会費の請求に関する業務をすべて指定カード会社に委託いたします。したがって親権者は入会の際に指定カード会社への会費決済(会費の口座振替集金制度)のための指定カード申込みが必要となります。

(5)入会時は、利用開始月と翌月の2か月分の諸会費を、現金もしくは親権者が所有しかつ会社が提携する各種クレジットカード決済にて納入していただきます。

(6)会員種別の変更は翌月1日付にて、また退会は当月最終営業日にて有効となりますので、在籍月の途中で種別変更・退会手続きをされた場合でも諸会費の日割清算は一切おこないません。

(7)入会初月の諸会費については、入会期間に応じて次のとおり納入していただきます。

①当月1日～14日の間に入会の場合 諸会費の100%

②当月15日～末日の間に入会の場合 諸会費の50%

(8)3か月以降の諸会費の納入は、指定カード会社による会員の預金口座から毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に口座振替となります。

(9)会員種別ごとの会費額は別紙料金表のとおりとします。

①キッズクラス会員

②ベビークラス会員

(10)休会費は別紙料金表のとおりとします。

(11)いったん納入された諸会費で会社がおこなう役務提供月が到来した場合は、理由の如何を問わず会社はこれを返金いたしません。

(12)会社は本クラブの運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動、消費税法等の改定に伴い、会員種別の改廃もしくは諸会費の金額を変更することができるものとし、その場合は施行の1か月前までに館内掲示その他の方法により会員に告示するものとします。

(13)書面による退会の手続きを完了した退会月の末日までは、親権者は、その利用回数の有無にかかわらず諸会費納入の義務が発生します。

(14)親権者が諸会費を滞納している場合、滞納分の諸会費を納入しなければ会員ならびに親権者は諸施設の利用ができません。

(15)親権者の都合により諸会費の口座振替納入ができなかった場合は、その都度指定カード会社が指定する方法(再振替もしくは振込)による納入となり、本クラブ窓口での納入は一切できません。またこれに伴う振込手数料・遅延損害金は親権者の負担となります。

- (16) 全ての諸会費について、一定期間の諸会費をまとめて前納することは一切できません。
- (17) 2名以上の会員が在籍されている場合の諸会費については、親権者名義の口座よりまとめて振替納入をすることができません。この場合に限り、2人目以降について指定カード申込みの必要はありません。

第13条(諸料金)

- (1) 本クラブにおける諸料金は別紙料金表のとおりとします。
- ① 各種手数料(会員証再発行・入館証再発行・バス登録再発行・ロッカーキー紛失)
 - ② 変更手数料(種別変更・コース変更・住所・氏名・連絡先)
 - ③ 会社が募集する旅行・行事への参加料金
 - ④ 会社が別途有料にて提供する特別指導・講習への参加料金
 - ⑤ 本施設内ショップにおける商品購入代金
 - ⑥ 会社が別途有料にて提供するレンタル品の貸し出し料金
- (2) 会社が定めた諸料金について、親権者は会社が定めた所定の方法・期日に会社に納入しなければなりません。
- (3) 前1項各号については、現金もしくは親権者が所有しかつ会社が提携する各種クレジットカード決済にて、また本施設内での飲料類購入についてはその都度現金にて清算をしていただきます。

第14条(指定受講用品)

- (1) 会員は、会社が定めた指定受講用品(キャップ・ウェア・バッグ)を会社より購入し、本施設の利用時にはこれらを必ず使用していただきます。
- (2) いったん購入し使用した指定受講用品は理由の如何を問わず、会社は返品・サイズ交換を一切お受けいたしません。

第15条(スクールバスの運行)

- (1) 会社は、本クラブ専用のバスを運行いたしますが、その運行コース、時間帯および停車場所については、本クラブの判断により変更することがあります。
- (2) スクールバスの乗車定員には限りがあることから、安全運行のため会社は会員ならびに親権者のバス利用に関し、事前登録手続による定員利用制度を実施いたします。
- (3) バスの利用を希望する会員ならびに親権者は手続時に登録をし、これに対し会社はスクールバス利用証(以下「バス登録証」といいます。)を発行・貸与いたします。
- (4) 登録した会員ならびに親権者がバスを利用する場合は、バス登録証をバス運行従業員に提示しなければなりません。
- (5) 登録をしていない会員ならびに親権者がバスを利用することは一切できません。
- (6) バス登録証を忘れた場合、会員本人ならびに親権者であることの確認ができるものを携帯されていない限り、バスの利用はできません。
- (7) バス登録証を紛失したときは、会員ならびに親権者は会社所定の方法にて遅滞なく再発行の手続をとらなければならず、再発行手数料を納入していただきます。
- (8) 会員資格を喪失した場合、または退会する場合は、会員ならびに親権者は遅滞なくバス登録証を会社に返還しなければならず、この際に紛失が判明した場合も前7項と同様に再発行手数料を納入していただきます。
- (9) 理由の如何を問わず、会社はあらかじめ定めた運行コース・停車場以外では会員ならびに親権者の乗下車を認めません。
- (10) 交通事情・天候の急変等により定められた時間通りにバスが運行できない場合があります。

第16条(退会)

会員ならびに親権者の都合による退会については、会社は以下のとおり定め、会員ならびに親権者はこれに従わなければなりません。

- ① 手続は親権者が直接、本施設に来館のうえ、書面による所定の手続を完了しなければなりません。
- ② 会員本人ならびに親権者が死亡または疾病により直接来館できない場合に限り、会員の家族・親族の方が親権者の意思に基づき退会の手続を本人に代わっておこなうことができます。この場合、会員本人の状況を証する書類(写し可)、ならびに代理の方と会員本人との関係を証する書類(写し可)を持参のうえ、本施設に来館していただきます。
- ③ 電話・書類送達による退会の手続は一切お受けしませんので無効となります。
- ④ 諸会費等に滞納・未払いがある場合、これを完済しなければ退会手続は無効となります。
月会費制のため退会は月単位での清算となりますので、書面による退会の手続を完了した退会月の最終営業日まで、親権者には、会員の利用回数の有無にかかわらず諸会費納入の義務が発生します。
- ⑤ 退会希望月の前月最終営業日までに来館し手続をされることで翌月以降の諸会費納入義務は消滅します。
- ⑥ 会員の退会に伴い、会社は本施設内にて保管している当該会員ならびに親権者に関する書類を退会手続終了後、破棄するとともに、コンピュータにて管理している会員ならびに親権者に関する一切の個人情報も一定期間後すみやかに削除するものとします。

第17条(会員資格の譲渡・貸与等の禁止)

会員資格は本人限りとし、如何なる場合においても会員は、その会員資格を本人以外に譲渡・貸与・相続・名義変更その他包括承継することはできません。

第18条(休会)

- (1) 会員が休会する場合の期間は1ヶ月単位とし、最大3ヶ月間とします。
- (2) 休会を希望する場合は、希望月の前月最終営業日まで休会届を本会則第19条に基づき提出しなければなりません。
- (3) 特別な事由(本人の急病・負傷)で、かつ医師による診断書あるいは証明書の提出が可能な場合に限り、会社は役務提供当月が到来してからでも、一度も受講していない場合に限り、休会を承認する場合があります。
- (4) 休会期間中について、会員ならびに親権者は本施設およびスクールバスを利用することが一切できません。また、提携施設の優待サービスも受けることができません。

第19条(諸手続)

- (1) 会員種別・コース変更等の諸手続については、親権者が直接、本施設に来館のうえ会社が別途定める所定の方法で完了しなければなりません。また、入会申込書等の書類記載内容に変更があった場合(住所変更等)も、親権者はすみやかに手続を完了しなければなりません。
- (2) 親権者が疾病により直接来館できない場合に限り、会員の家族・親族の方が親権者の意思に基づき諸手続を本人に代わっておこなうことができます。この場合、代理の方と会員本人ないしは親権者との関係を証する書類(写し可)を持参のうえ代理の方が本施設に来館して手続を行っていただき、その際に当該書類を会社に提出していただきます。
- (3) 電話・書類送達による諸手続は一切お受けしませんので無効となります。
- (4) 諸会費等に滞納・未払いがある場合、これを完済しなければ諸手続は無効となります。

第 20 条(会員資格の停止・除名処分による強制退会)

会員ならびに親権者(ベビークラスについては、本人に同伴して受講する親権者)が以下の各号のいずれかに該当する場合は、会社はその会員に対し会員資格の停止あるいは除名処分をおこなうことができます。この場合、入会登録金・諸会費・諸料金は一切返金せず、会社はその会員を強制的に退会させることができ、また滞納・未払い分がある場合は、会社は親権者に対しその全額を請求するものとします。

- ①入会の際、会社に虚偽の申告をおこなったとき。
- ②本会則・利用約款、その他会社が会員ならびに親権者に対して定めた諸規則の一に違反したとき。
- ③他の会員ならびに親権者・会社および従業員に対し、その名誉を傷つける行為・言動をしたとき。
- ④本クラブおよび従業員に対する業務妨害をしたり、またはその恐れがあると容易に判断できる状態であるとき。
- ⑤他の会員の施設利用、本クラブの運営に迷惑となる行為・言動をしたとき、あるいはその恐れがあると容易に判断できる状態であるとき。
- ⑥諸会費を2か月分以上滞納または諸料金の支払いを怠り、指定カード会社ならびに会社からの支払催促にも応じないとき。
- ⑦諸会費の支払状況により、指定カード会社が定めた会員規約に基づき、親権者が期限の利益の喪失をしたと判断したとき。
- ⑧本クラブの施設・設備を故意に損壊したとき。
- ⑨公序良俗に反する行為をおこなって、社会的に処罰を受けることとなったとき。
- ⑩入会后、他人に伝染または感染する恐れのある疾病にかかったとき。
- ⑪入会后、本施設ならびに提携施設の利用を自立しておこなえなくなったか、本施設ならびに提携施設内の各案内・表示・館内放送ならびに従業員の指示等を自立して理解することが困難になったにもかかわらず、会社にその告知を行わずに継続して在籍しているとき。
- ⑫入会后、一時的にせよ筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を招く疾病にかかったとき。また人工的な臓器を使用することになったにもかかわらず、会社にその告知を行わずに継続して在籍しているとき。
- ⑬入会に先立ち本人が申告した健康状態と異なった状態となり、本施設の利用に支障があると会社が判断した疾病・症状に該当することとなったとき。
- ⑭親権者が飲酒・薬物の使用に関し、会社が入場禁止あるいは退場処分をしたにもかかわらず、再度同様の状態にて施設利用をしようとしたとき。
- ⑮その他、本条各号に準ずる行為をしたとき。
- ⑯その他、入会后に会員ならびに親権者が入会時の申告と違う状況となり、そのことが入会資格に適さなくなったとき。
- ⑰施設利用上、会員本人ならびに第三者に対する安全を確保できないと会社が判断したとき。

第 21 条(禁止事項)

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合、会社はこれを会員ならびに親権者の禁止事項違反とみなし、本会則第 20 条を適用します。

- ①会社の許可なく館内の設備および人物等を撮影すること。
- ②会社の許可なく本施設ならびに提携施設内において物品類の販売やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。
- ③営利・非営利を問わず、物品・行事・思想等、一切の紹介や勧誘(団体への加入を含みます)をすること。
- ④他人、本クラブならびに会社を口頭・書面・インターネット等にて誹謗・中傷すること。
- ⑤他人に対する暴力・威嚇行為をおこなったとき。
- ⑥本クラブの施設利用に適切でない物品を本施設内に持込み、または本施設内にて使用すること。
- ⑦その他会社が利用約款・その他諸規則にて別途定めた禁止行為をおこなったとき。

第 22 条(会員資格の喪失)

会員は次の場合に会員資格を喪失します。

- ①会員が退会したとき。
- ②会社から除名処分とされたとき。
- ③会員が死亡したとき。
- ④会社が本クラブを閉業したとき。

第 23 条(会社からの契約解除)

- (1)やむを得ない事情により、会員との契約を解除する場合、会社は書面にて親権者に対し契約解除を通知いたします。
- (2)会社が会員に対し契約解除をおこなうときは、契約解除期日当日において会員資格がありかつ在籍している会員に対して、入会日より契約解除期日当日までの在籍期間に応じた次の区分に従い、入会登録金に代えて解約金を支払うものとします。
 - ①在籍期間が6か月未満の場合、納入された入会登録金の全額相当額を支払います。
 - ②在籍期間が6か月以上12か月未満の場合、納入された入会登録金の50%相当額を支払います。
 - ③在籍期間が12か月以上の場合、解約金は支払いません。
- (3)会員が納入した諸会費・諸料金について役員提供未経過月分がある場合は、会社はその対象額を返還いたします。

3. その他

第 24 条(会則の改定)

- (1)会社は必要と認めた場合、本会則の改定をおこなうことができます。
- (2)改定を実施した場合、会社は本施設内の所定の場所に1か月間掲示するとともに、全会員に対してすみやかに当該書類の交付をおこないます。
- (3)改定内容については、全会員に適用されるものとします。

附則

本会則は2008年3月25日より施行いたします。

2010年4月1日改定。

2011年5月1日改定。

2012年6月1日改定。

以上